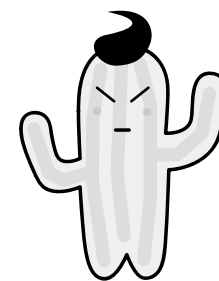


申告方法と記帳内容

税制改正により、平成 26 年分の確定申告から、白色申告でも所得金額に関わらず、経理帳簿の記帳が義務づけられました。記帳の手間が同じならば、節税効果の高い青色申告を選択しましょう。

申告方法	節税	記帳方法
白色申告	特別控除 0円 特典なし	・簡易簿記による記帳 ・収支内訳書を作成する
青色申告	青色申告特別控除 10万円 + 特典あり	・簡易簿記による記帳 ・損益計算書を作成する ※現金主義を選択することができる(届出書の提出が必要)
	青色申告特別控除 65万円 + 特典あり	・複式簿記による記帳 ・損益計算書と貸借対照表を作成する



“サボってん君” 初めての青色申告の巻①

〈自己紹介〉
プログラマー 23 才。
デジタル系だけ数字ギライ。
めんどろなことが大キライ。
先輩に青色申告はトクすると聞いて
やってみることにした。
まあ、経費が少ないプログラマーには、
65 万円の控除は魅力的だな。

2.2 節税の第1歩は青色申告から!

ココがポイント▶ ●帳簿で特別控除の金額が変わる
●青色 10 万円から 65 万円への変更は手続なし

白色申告と青色申告の違いは?

事業所得の確定申告には、**青色申告**と**白色申告**の2種類があります。節税するには、青色が断然お得です。しかし、メリットがあると分かっているのに、敬遠されがちなのはなぜでしょうか? 答えは簡単、複式簿記で経理帳簿をつけることが、大変だと思われているからです。

では、白色はどうでしょうか。以前は、事業所得が 300 万円以下ならば記帳義務がありませんでした。領収書や入金額を集計すれば、税務署へ提出する**収支内訳書**(青色申告の**損益計算書**にあたるもの)を作成することができました。

しかし、税制改正があり、平成 26 年分の申告からは、所得金額にかかわらず全ての白色申告者へ、記帳と記録保存が義務づけられています。

つまり、白色と青色の違いは、簡易な帳簿か、複式簿記かの違いだけになります。記帳するなら、節税の特典がたくさん付いている青色申告でやりましょう!

青色申告特別控除には 10 万円コースと 65 万円コースがある

青色申告を選択しても、特別控除が 2 段階あります。この差は、経理帳簿の記帳方法(簡易簿記/複式簿記)と、決算書に「貸借対照表」を作成するかどうかによります。本書の読者特典ソフトを使用して帳簿作成すると、入力終了と同時に「損益計算書」と「貸借対照表」が自動生成されます。これまで、控除 10 万円だった方は、迷わずに 65 万円コースへ切り替えましょう。今からでも十分に間に合います。

※特別控除を 10 万円から 65 万円に変更するにあたって、税務署への手続は特に必要ありません。

2.2.2 青色申告の節税メリット

ココがポイント▶ ●特典の内容を理解しておこう!
●メリットをフル活用しよう!

特別控除の他にもこんなにある! 青色申告の節税メリット

青色申告の節税メリットは多数あります。フリーランスが享受できる主な特典には、次のようなものがあります。

①最高 65 万円の控除が受けられる

第一のメリットは、なんといってもこの特別控除です。必要経費 65 万円分と考えると、なかなか大きな金額です。所得税と住民税を合わせると、最低税率で計算しても約 10 万円の節税になります。

※所得金額が 65 万円以下の場合、控除額は所得がゼロになるまでになります。

※事業所得の他に不動産所得がある場合は、不動産所得から先に控除します。控除額が残っている場合は、事業所得の所得金額から差し引きます。

②家族への給与が必要経費にできる

同居している家族へ支払う給与は、原則としては必要経費にできません。しかし、一定の条件を満たす場合には、「青色事業専従者給与の特例」を受けることができます。要件にあてはまる場合には、事業主の配偶者や家族（15 歳以上）へ支払った給与の全額（届出書に記載された金額の範囲内）を経費にできます。

特例を受ける場合には、事前に税務署へ「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しておく必要があります。届出書に記載された給与の金額が、仕事内容の対価として適正かどうか審査されます。

※家族が「青色事業専従者」になると、配偶者控除や扶養控除を受けられなくなります。どちらが節税効果が高くなるか、比較検討が必要です。

③減価償却資産の特別償却

10 万円以上の什器備品等は、資産扱いとなり、全額を一度に経費にすることができません。耐用年数に従って、1 年ごとに失っていく資産価値（減価償却額）を、その年の経費に繰り入れていきます。これが、青色申告者への特例として、30 万円未満の資産は、合計 300 万円までを限度として、一括経費にすることができます。これは、平成 30 年 3 月 31 日までの期間限定の特例措置となりますが、青色申告を選択すると、こうした減税措置の恩恵を受けることができます。

④貸倒引当金を、経費に繰り入れることができる

売掛金などが取引先の倒産や支払不履行によって、回収不能（貸倒れ）になる場合があります。貸倒引当金とは、貸倒れによる損失の見込み額として、年末において売掛金や貸付金があった場合、その合計額の 5.5%までの金額を、必要経費に繰り入れることができるというものです。

赤字が出たら、その分を 繰越控除できる!?

独立した年は、経費がかかり赤字ということもあります。また、何事も常に順調にいくとは限りません。事故や病気で、長期間仕事ができないこともあります。すると、大きく赤字になる年も出てくるわけです。そんな時に助けとなるのが、赤字の損失分を「翌年へ繰り越せる／前年へ繰り戻せる」という特典です。

⑤赤字が出たら、損失分を 3 年間繰り越しできる

赤字のマイナス分を、翌年以後 3 年間にわたって、各年分の所得金額から差し引くことができます。これによって、売上が落ち込んだ時の税負担を軽くすることができます。

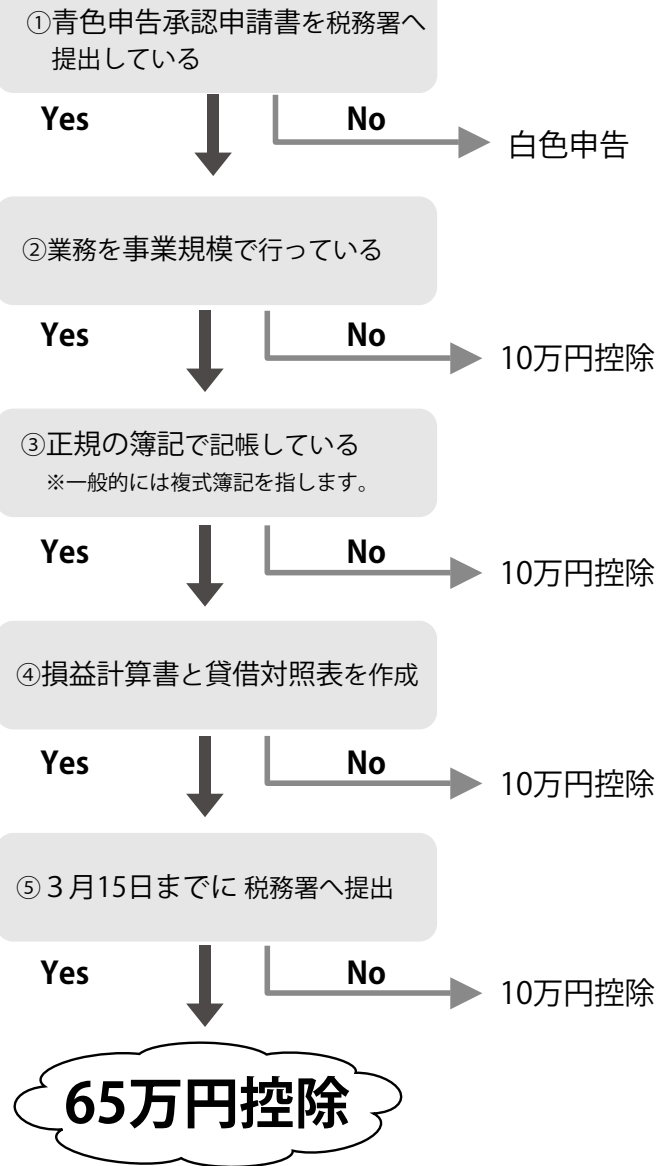
※事業所得以外にも所得がある場合は、先に他の所得から赤字の損失分を除き、残った損失を 3 年間繰り越すことができます。

⑥赤字の損失分を前年へ繰り戻して、還付を受けることができる

前年に青色申告している場合は、赤字のマイナス分を前年の所得金額から差し引き、納めた税金の還付を受けることができます。

繰り越すか、繰り戻すかは、有利になるほうを選ぶことができます。

青色申告特別控除 65万円を受けるための条件



2.2.3 青色申告特別控除 65万円をゲットする

- ココがポイント▶
- 控除を受けるための条件
 - 65万円ゲットには、提出期限を守ること

特別控除 65万円を受けるための条件とは？

65万円の控除を受けるためには、いくつかの条件があります。まず、税務署へ「所得税の青色申告承認申請書」を、期限内に提出していることが必要です。次に、**業務を事業規模で行っていること**。事業規模とは、売上規模だけでなく、本業として業務を行い、その収入で生計を立てているかどうか、という意味になります。

次に、**複式簿記**で経理帳簿の記帳を行っていること。記帳方法には、**現金主義**と**発生主義**があります。現金の出入りをそのまま記帳する現金主義に対して、複式簿記では、取引が発生するタイミングで記帳する発生主義をとっています。青色申告でも、現金主義による記帳も可能ですが、その場合は、控除額が10万円にダウンします。

複式簿記、発生主義で記帳を行い、1月1日から12月31日までの取引を集計して、決算書となる**損益計算書**と**貸借対照表**を作成します。

提出期限を過ぎると、控除が10万円にダウン!?

複式簿記で決算書を作成し、申告に必要な書類を完璧にそろえても、確定申告の期限となる3月15日(土日の場合は翌月曜日)までに税務署へ提出しないと、控除額が10万円に減額されてしまいます。頑張った努力が水の泡になるので、提出期限にはくれぐれもご注意を!